4　署名者

日　本　側　高橋邦夫在モルディブ大使（スリランカにて兼轄）

モルディブ側　アリ・フセイン・ディディ在スリランカ　モルディブ高等弁務官

平成二十二年四月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百九号

平成二十二年三月二十五日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月十三日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十一億千九百万円（七、一一九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、道路セクター支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、タンザニア連合共和国の実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　タンザニア連合共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタンザニア連合共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためタンザニア連合共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　タンザニア連合共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してタンザニア連合共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してタンザニア連合共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してタンザニア連合共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　タンザニア連合共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタンザニア連合共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月二十五日に東京で

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦

タンザニア連合共和国

農業食料安全保障協同組合大臣

ステファン・ワシラ閣下

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月二十五日に東京で

タンザニア連合共和国

農業食料安全保障協同組合大臣

ステファン・ワシラ

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦閣下

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市明野町浅尾字浅尾原五二六〇の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町大城字蕨平一五七〇の内一・一五七二の内一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五〇の一、一五五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備